

山ノ内町スマート農業推進事業の概要

1 趣 旨

農業従事者の高齢化等に伴う労働力不足の課題解決及び農業経営の効率化並びに生産性向上を図ることを目的として、今後の地域農業の中心となる認定農業者等が自ら行う ICT や AI、ロボット技術等の先端技術を活用したスマート農業技術を導入する取組みに対し支援する

2 補助金の対象となる者

次に掲げる①から⑧の要件のいずれかに該当する者で、⑨から⑬を全て満たす者。

- ① 認定農業者
- ② 認定新規就農者
- ③ 人・農地プランに位置付けられた中心経営体
- ④ 集落営農組織
- ⑤ 農家で組織された団体（3戸以上の農業者で組織された団体又は農業者3名以上で構成された農業生産法人「農家グループ」）で、規約を有している組織
- ⑥ 農地所有適格法人
- ⑦ 人・農地プランに位置付けられた認定農業者又は認定新規就農者が構成員に含まれている会計を一にする団体
- ⑧ その他町長が適当と認める者及び団体
- ⑨ 町内に居住し、住民基本台帳法に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者、町内に主たる事務所又は本店主たる事務所又は本店を置く法人であること。
- ⑩ 町税を滞納していないこと。
- ⑪ 該当年度より過去2年度に当該補助金の交付を受けていないこと。
- ⑫ 補助対象事業について、他の助成制度による財政的支援を受けていないこと又は受ける見込みでないこと。
- ⑬ 山ノ内町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団関係者ではないこと。

3 補助対象事業

- 補助 1** 水田用水門制御及びセンサー装置の導入
- 補助 2** アシストスーツ及びリモコン式自走草刈機の導入

4 補助対象経費

- ・農林水産省が公表しているスマート農業技術カタログ（平成30年8月公表）に掲載されているもので、機械、装置の本体及び運用に必要な付属品（リモコン、バッテリー等）並びにソフト、アプリ等の導入設置費用とし、畔で囲まれた1区画につき1台。

5 補助金額

- 補助 1** 1台当たり25千円
- 補助 2** 1機当たり購入価格（税抜）の3分の1以内の額

6 交付申請等

- ・交付申請書には、採択ポイント（別紙）、実施計画書（様式第2号）、機械の利用範囲を示す位置図、カタログ（スマート農業機械の内容がわかるもの）、見積書の写し、所有する機械・施設の一覧、認定農業者ではない法人の場合は農地所有適格法人報告書の

写し、消費税免税事業者であれば補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料、農家グループ等の場合は、規約（会則）・構成員名簿及び事業実施同意書（別紙2）、個人情報の取扱い（別紙様式）を添付する。

7 実績報告

- ・事業を完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書に係る書類を添えて提出する。

8 実施状況報告

- ・事業が完了した年度の翌年度から起算して3年間、該当年度までの実績を機械等の使用実績報告書を毎年度3月末までに報告する。